

総基料第 255 号
平成 30 年 12 月 4 日

ソフトバンク株式会社
代表取締役社長執行役員兼 CEO 宮内 謙 殿

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康彦

「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」に沿った
端末購入補助の適正化について（嚴重注意）

総務省では、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」（平成 29 年 1 月 10 日策定。以下「指針」という。）を定め、端末購入補助の適正化を求めている。

今般、貴社への報告徴収（平成 30 年総基料第 224 号）に対する報告（以下「貴社報告」という。）において、貴社が平成 30 年 9 月 6 日から提供を開始した複数の電気通信役務の料金の割引を併用することで、一部の端末について指針に沿わない不適正な端末購入補助が行われたことが確認された。

これは、電気通信役務の利用者を著しく不公平に取り扱うものであり、適切に是正し、その再発が防止されるべきものと認められる。

貴社からは、不適正な端末購入補助は既に是正され、再発防止策を講ずる予定である旨の報告を受けているところ、その徹底が図られる必要がある。

については、貴社に対し嚴重に注意するとともに、下記のとおり措置を講ずることを求める。

記

- 1 指針の遵守を徹底し、指針に沿わない不適正な端末購入補助を行わないこと。
- 2 貴社報告にある再発防止策を着実に実施すること。
- 3 貴社報告にある再発防止策の実施状況について、本年12月21日（金）までに報告すること。

以上